

ご報告いたします。

神奈川県民が県立がんセンターに設置された重粒子線治療施設(i-ROCK)において治療を受けるため、本人や家族が治療費を金融機関から借り受けた場合、その利子を県が補てん致します。

現在、治療費の一部を助成(上限35万円)することとしています。しかし、これだけでは、お金を持っている人しか治療ができません。これに加えて、専用ローンをつくり、利子補給制度を作るべきと、『山口ゆう子』は、議場で知事に訴えました。実現しました。これで初めて車に例えると『両輪』がそろいました。先進医療は、お金を持っている人だけの治療になってはいけません。

1 利子補給の条件

この制度は、県予算の県議会における議決後(平成28年3月)、正式に実施を決定します。

次の(1)(2)(3)の条件を満たす場合です。

- (1) 県立がんセンターにおいて重粒子線治療を受ける患者が、治療を受けることが決定した日において、引き続き1年以上神奈川県内に住所を有していること
- (2) 重粒子線治療を受ける患者、患者の親族又は患者と同一の世帯に属する者が金融機関の重粒子線治療専用ローンから治療費を借り入れた場合*
*金融機関からの借り入れには別途、金融機関の審査が行われます。
- (3) 重粒子線治療費のうち、民間の先進医療特約保険で給付を受ける分は、利子補給対象外



神奈川県議会議員 都筑区選出
山口ゆう子

2 利子補給の内容

借入利率6%、返済期間7年間、対象融資額315万円を限度として、利子の全額を補てんします。(所得制限はありません)

裏面の銀行の専用ローンを借りたときに、利子補給の対象になります。利率が6%を上限にしていることは、現在の専用ローンは上限以下なので、借入した方は無利子になるということです。借入元本返済のみです。

★裏面参照!!してください。

利子補給制度を開始するにあたり、「横浜銀行」「スルガ銀行」の2行にご協力をいただき、『重粒子線治療費の専用ローン』の創設等を連携して進めることになりました。つきましては、1月27日(水)に協定の締結式を行いました。



『山口ゆう子』からの一言、 「知事」に申し述べます。

『重粒子線治療の専用ローン』を創設したことには、大変評価いたします。この先進医療に対する治療費の助成の考え方は、佐賀県にある通称「佐賀ハイマツ」を参考にすべしと、常に申し上げてまいりました。言うまでもなく、一部助成と専用ローンがありますが、大きな違いは、「佐賀ハイマツ」では、専用ローンが佐賀銀行をはじめ13銀行に協力いただいています。佐賀県の行政が、一行一行銀行を回り、手にした成果なのです。神奈川県は2行からのスタートです。多くの県民にこの専用ローンを活用していただくためには、2行で甘んじてはいけません。3人に1人が、がんになり、2人に1人が、がんで死亡する現在です。多くの銀行を開拓していただきたい。この活動が、多くのがん患者を救うのです。

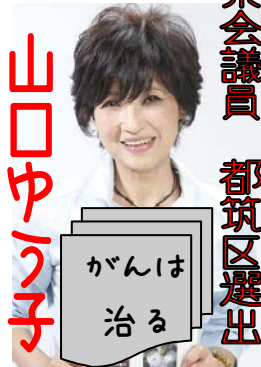
県立がんセンター重粒子線治療費専用ローンの概要



横浜銀行

名称	横浜銀行先進医療ローン
対象者	【個人で次の方】 1. 県立がんセンターで重粒子線治療を受けるご本人、ご親族（配偶者ならびに3親等内の血族および姻族）またはご本人と同一世帯に属する方で、神奈川県が実施する利子補給制度の対象となる方 2. 満20歳以上で、約定完済時の年齢が70歳未満である方 3. 借入れが300万円を超える場合は、自宅を保有する方
取扱店	ダイレクトローンプラザ
利用金額	10万円以上315万円以下
融資期間	1年以上7年以内
金利	3.8%（変動金利） ※将来の金融情勢等により変更となる場合がございます。
連帯保証人	<u>原則必要ありません。</u> ※ただし、治療者ご本人が借入申込人となるときは、ご親族1名を連帯保証人としていただきます。
担保	必要ありません。
その他	申込みに際しては、所定の審査があります。

エロヤン子



神奈川県議員 都筑区選出

（プロフィール）

- 【2007年】
- 県議会選挙初当選
- 【2011年】
- 県議会選挙2期目当選
- 【2015年】
- 県議会選挙3期目当選
- 総務政策常任委員会副委員長
- 民主党かながわクラブ県議団 政務調査会 会長



事務所
〒224-0041
横浜市都筑区仲町台
1-23-13
TEL:045-948-3465

- PCアドレス
:change@yuko-yamaguchi.com
- iPadアドレス
:y-yuko@i.softbank.jp

スルガ銀行

名称	神奈川県立がんセンター重粒子線治療プラン
対象者	【個人で次の方】 1. 神奈川県立がんセンターにて重粒子線治療を受けるご本人またはご親族（配偶者ならびに6親等内の血族および3親等内の姻族）の方で、神奈川県が実施する利子補給制度の対象となる方 <u>※治療者ご本人が神奈川県に在住されていれば、他県在住のご親族もお申込み可能となります。</u> 2. 満20歳以上で、約定完済時の年齢が82歳未満である方
取扱店	全店
利用金額	10万円以上315万円以下
融資期間	1年以上7年以内
金利	3.8%（固定金利） ※将来の金融情勢等により変更となる場合がございます。
連帯保証人	<u>原則必要ありません。</u> ※ただし、治療者ご本人が借入申込人となるときは、ご親族1名以上を連帯保証人としていただきます。
担保	必要ありません。
その他	ご利用にあたって手数料等はかかりません。 申込みに際しては、所定の審査があります。



◆県にご相談ください。

神奈川県保健福祉局保健医療部 県立病院課 病院機構グループ（県庁 分庁舎2階）
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL:045-210-1111(内線5049)

※要綱、様式については県ホームページからもダウンロードできます。

重粒子線治療

検索

